

吉川沙織君 民進党の吉川沙織でござります。
どうぞよろしくお願ひいたします。

総務大臣は、所信の中で、「政策評価における取組を通じて、EBPMの実践を推進してまいります。」と発言なさいました。我が立法府たる参議院においては、「政策評価制度に関する決議案」といふものを二年前の七月八日、本会議において全会一致で可決し、その最初の項目で、「数値や明確な根拠に基づく評価を実施する」ことを行政府たる政府に、もつ二年前、求めております。政府は、EBPM、これは証拠に基づく政策立案だそうですが、この証拠に基づく政策立案の実践をうたう一方で、その証拠が廃棄されたり、文書が作られていなかつたりする事例がござります。また、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である統計等データが不正に操作された事例もあります。

そこで、まず内閣官房に伺います。

統計等データとは何か。お願いします。

政府参考人（横田信孝君） 本年五月の統計改革推進会議最終取りまとめにおきましては、統計等データは、統計、統計ミクロデータ及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報と定義されております。

その内容といたしましては、個々の情報が集計

された統計、それからその基となる統計調査の個々の情報、さらには統計として使われる行政記録、このようなものが含まれるものとなつてあります。

吉川沙織君 今、今年五月十九日にまとめられた統計改革推進会議最終取りまとめ三ページ目の統計等データのところを読み上げていただいたかと思いますが、その中に行政記録情報とあります。行政記録情報について総務省に伺います。

政府参考人（三宅俊光君） お答えいたします。

統計法におきまして、行政記録情報とは、行政機関の職員が職務上作成し又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして当該行政機関が保有するもののうち行政文書に記録されているものをいい、調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び匿名データを除いたものと定義されております。

吉川沙織君 今、統計法第一条第十項の定義のところを読み上げていただいたかと思います。今のは行政記録情報で、原則、行政機関の職員が職務上作成し又は取得した情報でございますが、では次に、行政文書とは何かについて今度は内閣府に伺います。

政府参考人（田中愛智朗君） お答えいたしました。

公文書管理法第一条第四項において、行政文書は、行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものをいつとこづぶつに規定されているといひで、「やいます。

吉川沙織君 今、内閣府から公文書管理法第二条第四項の定義のところを読み上げていただいたかと思いますが、この行政文書に関しては総務省所管の情報公開法第一条第一項にも同じような若干最後の文言が違いますが、「や」です。

基本的に、行政記録情報は行政機関の職員が職務上作成し又は取得した情報、行政文書は行政機

文書の紛失などを契機として、歴史的に重要な行政文書に関する管理状況が不徹底ではないかといふ問題意識により、保存期間が一年以上の行政文書を対象として調査を実施したものです。

そのため、平成二十六年に公布された法律など文書を調査対象としており、御指摘の行政文書の管理状況については調査しておりません。

吉川沙織君 参議院は、三月六日、国会法第二百五条に基づき、本件に関する会計検査院に対する検査要請を議決し、この結果が会計検査院法第二十条の二に基づき、先月、報告されております。この報告の百十五ページには、「所見」として、

「本件土地の売却等をめぐつては、国会で質疑が行われ、報道等も頻繁に行われており、国民の関心が極めて高いものとなつていて、」とあります。行政評価局は、例えば機動的な調査として調査期間を延ばしたり、対象を追加したりということはお考えにならなかつたんでしょうか。

政府参考人（讚岐建君） お答えいたします。この調査の開始後、御指摘の森友学園問題など

この結果に学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する行政文書の管理状況について含まられているのか否かのみ、総務省行政評価局に伺います。

政府参考人（讚岐建君） お答えいたします。

この調査は、原子力規制委員会に対する引継ぎ文書の紛失などを契機として、歴史的に重要な行政文書に関する管理状況が不徹底ではないかといふ問題意識により、保存期間が一年以上の行政文書を対象として調査を実施したものです。

吉川沙織君 参議院は、三月六日、国会法第二百五条に基づき、本件に関する会計検査院に対する検査要請を議決し、この結果が会計検査院法第二十条の二に基づき、先月、報告されております。この報告の百十五ページには、「所見」として、

「本件土地の売却等をめぐつては、国会で質疑が行われ、報道等も頻繁に行われており、国民の関心が極めて高いものとなつていて、」とあります。行政評価局は、例えば機動的な調査として調査期間を延ばしたり、対象を追加したりということはお考えにならなかつたんでしょうか。

を契機として、保存期間一年未満の行政文書の在り方等が国会等で議論となりました。

「れにつきましては、」の問題をも踏まえ、文書管理制度を所管する内閣府において議論が進められたことから、総務省としてはその議論を見守る」とし、あえて行政評価局の調査対象に追加する」とはしなかつたものであります。

行政の制度運営そのものの改善を図る観点から、改善を要すると考えられる問題の発生状況とその問題への関係府省の対応状況を見ながら調査の必要性を検討していくことになります。

員会で同じ文言の答弁を何度も繰り返されていましたけれども、行政評価局は内閣府がやっているガイドラインの改正に合わせてやつたところとすれば、これはしがらみがあつたところだと思います。なりやしませんか。いかがですか。

本問題に関する内閣府は、公文書管理制度を所管する内閣府において議論が進められていました」とから、その議論を見守ることとしたものであります。

平成二十八年四月に総務省が出した平成二十八年

吉川沙織君　内閣府において議論がされていふところとは承知をしております。

卷之三

政評価・監視」、その中で、「平成二十四年度には原子力安全・保安院から原子力規制委員会に引き継ぐ行政文書百四十一ファイルの紛失も発覚」、こういった事象がある等の背景事情が説明されていて、それに基づいて調査をされたということはもう重々承知しています。でも、たまたま調査しているときにこれだけ大きな問題があつて、書類

が作られていない、例えば財務省だつて評価調書を作つていなくて予定価格決めたりもしていま
すし、そんないろんな問題が起つてきただ中で、も
ちろん公文書管理の関係もやつてはいるのは承知し
ていますが、それは行政評価局としてはやらない
という判断だつたということによろしいんですね

行政評価局の調査機能の發揮に当たりましては、
政局の（議論延長）お咎めに付けて、

ところのを取りまとめています。この中で、行政評価局調査は、政府内にあって施策や事業の担当省とは異なる立場からしがらみなく、また、一府省内だけでなく、府省全体を俯瞰し横断的な観点からチェックを行うという点がその独自の強みであると言える。」とされています。

行政文書の管理に関するガイドラインの年内改正に向けて、総理も四日間行われた衆参の予算委

総務省としましては、必要な場合には行政評価・監視機能を適切に発揮し、行政運営の改善に努めてまいりたいと考えています。

吉川沙織君 では、少し違つ觀点からまた行政評価局に伺いたいと思います。

今回のこの勧告につきましては九月一十日で終

で御指摘があつたことを踏まえ、公文書の管理について、国民への説明責任を全うするところ公文書管理法の趣旨をより徹底するため、公文書の管理に関するガイドラインの改正を年内に行つなりますので、まずは関係府省における対応の状況を注視してまいりたいと考えております。

総務省としましては、必要な場合には行政評価・監視機能を適切に発揮し、行政運営の改善に努めてまいりたいと考えています。

吉川沙織君 では、少し違つ觀点からまた行政評価局に伺いたいと思います。

今回のこの勧告につきましては九月一十日で終

吉川沙織君 では、少し違う観点からまた行政評価局に伺いたいと思います。

今回のこの勧告につきましては九月一十日行政府省に対して行われたと承知しておりますところ、ことは先ほど申し上げました。でも、この日は闇

議が行われていません。ほかの行政評価・監視の勧告例は、実は今までの、平成二十四年の四月以降全部調べましたら、勧告を行つ日に閣議で総務大臣から発言があるのが例でした。例えばですが、本日の閣議におきまして総務大臣から該当の大目に對して行政評価・監視の結果に基づく勧告を行つ旨発言しました、と総務大臣閣議後記者会見の報告ぶりが見られます。

私は行政評価局の監視の内容についてはいつも拝見しておりますので、大体閣議で総務大臣の発言があつてから勧告が出ている、若しくは同日に出ている。それで、ずっと突合して調べましたと同日の閣議において報告がなされています。今回は九月二十日に勧告を行つて、総務大臣が閣議で発言したのは、初めての例だと思つんですね、平成二十四年四月以降、九月二十一日に総務大臣発言しています。

何で九月二十日に勧告を行つたんですか。

政府参考人（讃岐建君） 本調査につきましては、九月の二十日に勧告を行つて公表をして「いやいます。これにつきましては、同日、九月二十日に、公文書管理委員会におきましてこの勧告以外に、行政文書の管理に関する議論が行われ、そこで各省に対する通知などについての議論と公表が行われたといつてあります。これらを含ませて公表

することによって、改善を行つ各府省に適切に情報が伝わり、対応ができるように、こういう趣旨で九月の二十日に公表したものでございます。

また、閣議につきましては、委員御指摘のとおり、その後の九月の二十一日の閣議において総務大臣から勧告について報告をさせていただいております。

吉川沙織君 平成二十四年四月以降、行政評価

局が行つた勧告は全部閣議と同じ日に大臣が発言をされていました。これは民主党政権のときも自民党政権のときも一緒です。この日だけ違つんです。だから、やっぱり内閣府が、年内総理がガイドライン改正するつて言つてているから、それに合わせて、第五十七回公文書管理委員会は確かに九月二十日十時半から開かれていて、その議事次第にも公文書管理に関する行政評価・監視の結果についてと載つていますけれども、このスケジュールに含わせて、総務省行政評価局はほかの府省とは異なる立場から勧告を行えるのにこれに引っ張られていつもと違つ形で公表したといつのは、私はとても残念に思つています。

でも、これら、森友問題でも行政文書なかつたわけですけれども、政策立案の基となる行政文書が適切に保存されていなければ、EBPMとやらを推進しようとしても証拠に基づく政策立案の妨げになるのではないかと思つていてます。

また、先ほど答弁いたきました行政記録情報も含む統計等データについても同様です。その信憑性は絶対的に求められる条件です。そこで、三月九日に取り上げた経済産業省における統計不正操作について、その後の取組について確認をさせていただければと思います。

我が国において、五十六ある基幹統計のうち十

二を所管する経済産業省において、昨年末、本当に年末でした、統計不正操作が発覚し、当該不正統計については事案の公表と同時にその廃止まで発表をしています。本件に関しては、残念ながら内部からの告発ではなくて外部からの指摘で発覚した、つまり自浄作用が働いていなかつこと、また第百五回、第百六回の統計委員会においては統計委員長がこの件はデータの捏造であると明言していることなど、課題は多くあり、さらには、

第百五回統計委員会で経済産業省が出した報告書は突き返されて、第百六回統計委員会で再提出してようやく認められたということがありました。統計不正操作の際に、その不正を行つとこうことが課長了解事項として決定したにもかかわらず行政文書の作成、保存が行われていなかつたことに関し、経済産業省が第百六回統計委員会に提出した報告書では、文書の保存については記載があるものの、作成についてはありませんでした。そこで、三月九日の質疑で経済産業省に問つたところ、「ただ

「いまの議員の御指摘を踏まえてしつかりやつていただきたいところふつに思つておつります。」と答弁がありました。

あれから九か月経過しております。再発防止に向けて行政文書の作成も徹底されたのかどうか、経済産業省に伺います。

政府参考人（渡邊厚夫君） お答えします。

文書作成につきましては、本委員会での議員からの御指摘も踏まえ、統計調査」として作成することとしている実施マニコアルの中に適切に文書作成をするよう盛り込むことによつて省内徹底をいたしましたといひやります。

吉川沙織君 取組が進んでいるようですね。

今後は一度とやつぱり、一般統計でしたけれども、公的統計の信頼性を揺るがしかねないような残念ながら事案でございましたので、是非しつかりそのとおりに進めていただければと思います。

また、経済産業省が監督官庁である商工中金において、残念ながら多くの不正が見付かりました。商工中金法の直近の法改正は二年前の常会でしたが、当時、私、そのときだけこの総務委員会を離れて経済産業委員長の任にありました。各会派の質疑を中立公正の立場で拝聴する中で、当分の間としつつも完全民営化を無期限に先送りして本当にこのか否か等の思いも抱きながら議場で委員長報告をしたところとを今も鮮明に覚えてい

ます。

今回、商工中金で多くの不正が見付かった中に、商工中金が毎月実施している中小企業月次景況観測の統計不正も含まれていました。調査先千社のうち百四十一社あることが判明したといふことを商工中金自身が今年十月一十七日に発表していますが、確認調査継続中となっております。

現在、監督官庁たる経済産業省や中小企業庁は、この百四十一から増えてしまつたのかどうか調査状況をしつかり把握されているかどつか、中小企業次長に伺います。

政府参考人（吉野恭司君） お答えいたします。

まず、商工中金の危機対応業務における不正事案につきましては極めて大きな問題で大変遺憾なことと考えておりまして、中小企業庁としても重く受け止めております。

本事案につきましては、これまで二十一万件の全件調査や主務省による立入検査によりまして徹底的に問題を洗い出して全容を解明することに注力をしております。その過程において危機対応業務以外の分野でも不正行為や不適切な行為が判明しております。御指摘の中小企業月次景況観測もその一つやります。

以上のとおりです。

ませんが、商工中金が、先ほど御指摘がありまし

たように、自らの取引先のうち千社を対象に電話での聞き取り等を通じましてアンケートを行いまして、その結果をローといふ形でレポートとして毎月発表しているものでござります。

今回判明した不適切な事案、これも御指摘のとおりであります。アンケート調査の過程におきまして、職員が実際には取引先に対する電話等による聞き取りを行うことなく調査票を自作する等の行為を行つたものでござります。十月時点では、これも御指摘のとおり、同様のこの不適切な行為が百四十一先あつたといふことが判明しております。

このよつた調査レポートの信頼性を損なう不適切な行為の判明を受けまして、商工中金では当面はその調査の実施、公表を中止した上で、当面の、と同様の行為がないかについて更なる統計調査を実施していくといひやります。これは、これまで聞いておりますといふでござります。これは、これまで聞いておりますといふでありますと、こま少しやはり事例があるんではなかろうかといつぶつに推察をしてござるといひやります。

今後につきましては、この継続調査の結果を踏まえて対応方針を検討していくことと認識しております。主務省としてもしつかりと監督をしてまいりたいと考えております。

吉川沙織君 今の中企庁次長の答弁の中に、いま少しはあるところ」とは、残念ながら四四十一社プラスで出てしまつところだと思いますが、

この担当者が自身が勝手に調査票を書いていたといつも不正がいつから行われていたかといつことも含めて、いまだ調査中ということによろしいですか。

政府参考人（吉野恭司君） お答えをいたします。

やつした過去の経緯も含めて調査中でございます。

吉川沙織君 先ほど申し上げた、昨年末に発覚をした経済産業省自身が行っている公的統計については、不正発覚の事案公表と同時にその統計も、二ースが薄いだか何だか分かりませんけど、中止を発表しています。でも、今回の商工中金の統計に関しては、取りあえず公表は中止しているが、廃止とはおっしゃっていません。これはもうまた再開、不正の原因と現状が明らかになつたら再開をする有用性の高いやっぱり調査どころでよろしいですか。

政府参考人（吉野恭司君） お答えをいたします。

この商工中金の調査でござりますけれども、月次で全国ベースでやつてある調査ということではほかに例のない調査でございまして、重要性があ

るとは思つております。ただ、今回の事案の中身、更に調査をした上で今後検討していきたいと思つております。

吉川沙織君 残念ながら、この統計不正以外にも多くの不正が行われていたとしてもありますので、立法府としてもしつかりチェックをしていきたいと思っています。

この経産省の不正事案をきっかけとして統計法をいろいろ勉強したんですけども、平成十九年に統計法は全部改正されています。基幹統計調査、一般統計調査に当たつてはそれぞれ総務大臣の事前承認制となつていて、それ以降、事後的にチェックする法的担保はありません。その仕組みは要るのではないかとこういふことを三月九日の質疑で前総務大臣に問つたところ、「事後の状況を適切にチェックして改善につなげる方策に取り組んでまいります。」と答弁がありました。

次期統計法改正時には事後チェックの仕組みが法的に担保される見込みか否かを総務省に伺います。

政府参考人（三宅俊光君） お答えいたします。

総務省では、各府省の統計調査の実施、変更に当たつて事前に審査を行つてあるところでござります。それに加えまして、今年度前半には五十一件の基幹統計調査を対象に統計の精度に関する検査を実施をしております。このように、事後

のフォローをしつかりとするような体制を整えます。

今後、こうした検査を、統計改革の一環で新しく事後チェックの仕組みで導入する統計棚卸しでありますとか品質評価の活動の中でしつかりと発展的に取り組んでいくということで、引き続き個別の統計の改善を推進してまいる所存でござります。

吉川沙織君 是非、統計改革の中で統計法改正も予定されているようなことが政府の文書に書かれていますので、その際は事後チェックをしつかり入れていただきたいと思います。

先ほど指摘しました、昨年末に公表された、発覚をした経産省の統計不正事案を契機に、総務省は統計法遵守に関する各府省等所管の統計調査等一斉点検を行つています。前回の質疑のときはまだ調査結果、報告結果の取りまとめ中だったんですけど、その結果については四月二十日に公表されています。

まず、最初に一つ確認させてください。経産省のよう公的統計そのものをいじつてしまつたような不正はあつたかなかつたか、総務省に伺います。あつたかなかつたかだけで結構です。

政府参考人（三宅俊光君） お答えいたします。

政府参考人（三宅俊光君） お答えいたします。

んでした。

吉川沙織君 公的統計の信頼を損なつような例はなかつたといつことでござりますが、では、届出、事前に承認を総務大臣からもらつて、それと内容が違つていた手続上の問題がある例はあつたのかなかつたのか、もあるとすれば何調査中何調査あつたか、その数字のみでいいのでお答えください。

政府参考人（三宅俊光君） 御指摘の一斉点検の結果でござりますけれども、三百七十一の調査のうち、手続上の問題のある事例は百三十八調査でございました。その多くが公表の遅延でございました。

以上でござります。

吉川沙織君 大変な取りまとめ、経産省の事例が奇貨としてやられたことですが、若干とはいへ、公表の遅延が九十五だと承知しておりますが、やっぱり事前に届け出たものと違つことが行われていることがありますので、これはしつかり事後チェックを担保して見ていくてほしいと思います。

また、政府自身が統計改革、統計改革とつたつ中、しかも、九月一日、総務大臣、閣議後の記者会見で私は統計が非常に好きと発言もされていましたし、そういう中で人的体制、リソースの確保、それから人材育成、そういう観点でもこれから

求められる、統計に求められる信頼性とかチェック体制とか必要になると思いますので、その辺もしっかりやつていかなきやいけないことだと思つています。

少し違つ観点からお伺いをさせていただければと思います。

大臣は、先日のお信の中で、「本格的な人口減少、高齢化の中、地方公共団体が持続可能な形で行政サービスが提供できるよう、高齢者人口が最大となる二〇四〇年頃の行政課題を整理し、今後早急に取り組むべき対応策を検討してまいります。」と発言されました。その中で、私自身がその世代であります就職氷河期世代が抱える行政課題について少し問つていただきたいと思います。

就職氷河期世代は今三十五歳から四十歳代前半を迎えていて、一般には現役世代の中軸として社会を支え、牽引する役割が期待をされています。しかし、基幹統計である総務省の労働力調査によれば、この世代が非正規である理由として、四割の方々が正規の職員、従業員の仕事がないことを挙げています。ほかの年齢層と比べても不本意非正規の割合が高いです。

就職氷河期世代が正社員になれなかつたことにによる経済的損失を正しく把握し、証拠に基づく政策立案の必要性については、五年前の社会保障と税の一体改革特別委員会で指摘し、税収に与える

影響額について財務大臣、総務副大臣それから答弁があり、当時は国税についてはマイナス五百億円程度、地方税については大体一千億円程度と答弁がありました。

あれから五年たちました。現在の影響額について、財務省と総務省にそれぞれ伺います。

政府参考人（田島淳志君） お答えいたします。国税は所得税、法人税、消費税などがあり、また税収は経済、社会の様々な動向の影響を受けますことから、試算自体なかなか難しい面がござります。また、試算ではありますても、その結果は幅を持って捉える必要があると考えてござります。その上で、労働力調査や賃金構造基本統計調査を用いて、一定の仮定を置いて御指摘のいわゆる就職氷河期世代として三十代半ばから四十代前半の非正規雇用の方々が正規雇用と同じ年収を得ていないとによる所得税収への減収影響を試算いたしますと、幅を持って捉える必要はござりますが、マイナス七百億円程度の減収影響となります。

以上です。

政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

国税と同様、税収に直接どのような影響を与えるかを試算することは難しい面もござつて、幅を持って捉える必要はござりますけれども、同

様の仮定を置いて、平成一十八年における三十五歳から四十四歳の非正規雇用者が正規雇用者と同じ年収を得てないことによる個人住民税への減収影響を試算いたしますと、一千一百億円程度の減収となつてゐるところでござります。

吉川沙織君 五年前は、それぞれ国税がマイナス五百億、地方税が一千億。今回御答弁いただきましたら、もちろんそれぞれ一定の仮定を置いて幅を持つて考える必要はあるでしようけれども、国税で七百億円程度、地方税で一千一百億円程度。差は、マイナス幅は残念ながら大きくなつてしまつています。

非正規雇用者を正規雇用にすることができるれば、この世代は本来社会や組織の中心で働き手となつていなければならぬはずです。この世代を正規雇用者にすることができるれば、所得税、住民税など税収につながるだけではなく社会保障の面でも受け手から支える側に回ることができ、将来的な生活保護費等の負担が減り、収入が増えることで消費が増える可能性があり、経済効果も高いからこそ支援の重要性が問われると思ひます。

ただ、一方で就職氷河期世代の引きこもりが明らかになります。

二十一都府県が独自に行つた実態把握では四十歳以上が過半数を占める自治体もあることから、内閣府に幾つか事実の確認を行いたいと思ひます。

まず、内閣府が引きこもりの調査 平成二十二年から行つてありますけれども、調査対象である十五歳から三十九歳の広義の引きこもりの推計数は直近の調査で何人でしょうか。数字だけで結構です。

政府参考人（和田昭夫君） お答え申し上げます。

平成二十七年度に実施いたしました若者の生活に関する調査において、広義の引きこもりの状態にある十五歳から三十九歳までの方を推計した数は五十四万一千人であります。

吉川沙織君 直近は約五十四・一万人、その前に行われた平成二十二年調査では約六十九・六万人であったと承知していますが、この差、十五・五万人。これ減少した要因は内閣府はどのよう捉えていますか。

政府参考人（和田昭夫君） お答え申し上げます。平成二十二年度に実施した調査対象となつた方についての追跡調査は実施しておりません。

吉川沙織君 これだけ引きこもりが高年齢化、長期化して、また就職氷河期世代が正規雇用でないことによる国税、地方税の減収に与える影響というのが大きくなつてていることが明らかになる中で、例えば実態把握をしつかりしなければいけません。でも、今内閣府が平成二十二年から行つて

御指摘の平成二十二年度調査と平成二十七年度調査との間で広義の引きこもりの推計数の差が生じた要因については、どれか一つを特定することは困難ではござりますけれども、例えば調査の対象といしまして年齢層全体の人口の減少、引きこもり支援のための国や地方公共団体の施策や民間団体の方々による支援の取組の効果などを挙げることができます。

吉川沙織君 十五・五万人減つてはいます。ただ、調査対象の十五歳から三十九歳の人口は、総務省の人口推計を見てみると三千八百八十万から三千四百四十五万人へと一割以上減つて、約半分の七万人は自然減とも言えます。だからこそフォローアップの必要性があると思うんですけど、直近の調査でこの世代が年取つたことのフォローアップの調査はしてますか、していませんか。していふ、していないで結構です。

政府参考人（和田昭夫君） お答えいたします。平成二十二年度に実施した調査対象となつた方についての追跡調査は実施しておりません。

吉川沙織君 これだけ引きこもりが高年齢化、長期化して、また就職氷河期世代が正規雇用でないことによる国税、地方税の減収に与える影響というのが大きくなつてていることが明らかになる中で、例えば実態把握をしつかりしなければいけません。でも、今内閣府が平成二十二年から行つて

いる調査では三十九歳までしか対象ではありません。いずれの調査結果を見ても、四十歳で全ての方が就職して調査結果から抜けたということはありません。 昨年五月三十一日に提出した質問主意書でも指摘をさせていただきましたが、調査に当たつては、対象を三十九歳で区切るのではなくて四十歳以降についても対象にすべきではないかと考えますが、

内閣府の見解を伺います。

政府参考人（和田昭夫君）お答えいたします。

内閣府といったしましては、四十歳以上の方々についての調査を実施すべく、現在、平成三十年度の予算概算要求においてその調査の実施に要する経費をお願い、計上しておるところでございます。吉川沙織君、是非、実態を正しく把握して、EPMとおっしゃるのであれば、是非その世代のことも捉えていただきたいと思います。

引きこもりが長期化、高年齢化することによって一〇四〇年頃の地方行政に与える影響も大きいと思いますが、総務大臣に御見解を伺います。

国務大臣（野田聖子君）統計どこのものは大変重要なことだということはもう言つまでもないし、政府においてはもちろんですけれども、私たちは議員立法を作るときもそういう統計を、やっぱりデータを前提として様々なか中の仕組みをより良い方向に変えてこようとしているわけですから、先ほど経産省の話を聞きましたけれども、しっかりと総務省、総務大臣としても、私自身がそうやって吉川委員があつしあつたように統計を大事にしている以上頑張ってやつていただきたいと思つています。

今お話しの引きこもりについてですけれども、確かに対象年齢が上がつていくわけですよね。これが、同様なことが例えれば重度の障害児もよくあります。

まして、重度の障害児どこののは、（者）みたいになふりに取り扱われる」とが間々あります。それ

なふりに取り扱われる」とが間々あります。それが想定できます。

は、昔は重度の障害児は長生きできなかつたから、障害児で終わることが多いので者になる人がほとんどのことだ」という前提、これはまだ続いていると思つてます。ですから、今障害者の問題で抱えているのは高齢化した障害、かつての児が、者が高齢者になつたときの受皿がない」ということが別な意味で問題になつてるので、これも同様の問題だと思います。

一〇四〇とこののは、まさに全ての人々が超高齢社会の一員となるときにどうこの地方をつくつていかなければならぬいかとこのことを、とにかくこんなことを、余分なことを考えずにダイレクトに、「これだけの人が高齢者になる、地方は特に顕著である場合」、こういう問題が発生する、この需要が発生するとのテーマを出して、それでその対策のために何をするかとい

うことを決めた上で逆算して、今からできるかと取り組んでここのことを考えようとしているところです。

引きこもりの方々がそのまま高齢化した場合は当然独り暮らしで生きていく可能性が高くなるわけで、結論から言えば、独り暮らしの高齢者数というのが今後一〇四〇年に向かって増えていくだ

んどいな」という前提、これはまだ続いていると思つてます。ですから、今障害者の問題で抱えているのは高齢化した障害、かつての児が、者が高齢者になつたときの受皿がない」ということが別な意味で問題になつてるので、これも同様の問題だと思います。

ただ、今の福祉や医療なんかを見ていると、家族があつての福祉だつたり家族があつての医療ということになつてますが、そういうことができなくなる。高齢者が増えるとこのことは、また行政需要の増加という形で一〇四〇年の自治体行政に影響を与えるとのことは十分考えられます。

吉川沙織君、具体的な事例を引きながら、行政に影響がなくはない」という御質問だったかと思います。

大臣が所信で発言をされた一〇四〇年頃、それから今御質問いただいた一〇四〇年頃どこののは、ちょうど私世代、本当に就職氷河期世代で、私は運と縁と巡り合わせで最初から会社員、正社員として仕事を、社会に出てることができました。でも、同世代の多くが、どれだけ卒業式の前の日まで靴の底すり減らして活動しても、非正規としてしか社会に出られなかつた時代です。

この年代、一〇四〇年頃には六十五歳ぐらいの年齢になります。その世代がちゃんと働き手となつてその年を迎えるければ、生活保護費なんかも増えてくることになります。基幹統計である労働力調査を見ても、賃金構造基本統計調査を見ても、この世代だけ厳しい状況に置かれたままであることが明らかになりつつあり、既にある統計等データでもそいつ。でも、引きこもりは、先ほど内閣府から今度の調査からは四十歳からも対象にしていただけぬところのことでしたが、今あるものは二十九歳までのデータです。

だから、EBPMの実践とおっしゃるのであれば、そつこいつた本当の意味で証拠に基づく政策立案が必要だと思いますが、端的に総務大臣の見解を伺います。

国務大臣（野田聖子君） いや、まだこそのとおりで、今御指摘があつたような方たちがしっかりと非正規から正規に行くために、私たちは学び直し、リカレント教育というのを進めようと思つてありますけど、その対象がどこのにあるかどこのをフォーカスしておかなければ、やはりその政策が的外れになることは間違いありません。おっしゃるところだと思います。

吉川沙織君 ありがとうございます。是非取り組んでいきたい課題でもありますし、立法府の立場としても見ていくたいと思います。

今日は、政策評価と統計とこの側面から筋を通して質問をさせていただいたつもりでござります。政策立案の前提となる公的統計や統計等データに間違いがあつたり不正があつたりしては、その政策立案もおかしくなってしまいますので、これらについてはこれからもしっかり見てまいります。
ありがとうございました。